

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：恵那市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.8%
全職員	65.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	81.7%
本庁課長相当職	91.0%
本庁課長補佐相当職	95.3%
本庁係長相当職	93.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.5%
31～35年	93.6%
26～30年	87.4%
21～25年	94.6%
16～20年	73.9%
11～15年	103.7%
6～10年	90.6%
1～5年	89.8%

【説明欄】

- ・管理職については、男性の割合が多く、管理職手当の受給者に占める男性の割合は79%である。
- ・扶養手当、住居手当の受給者が世帯主である男性に支給している場合が多く、扶養手当は全支給者のうち86%、住居手当は77%が男性である。
- ・短時間勤務である会計年度任用職員（パートタイム）に占める男性の割合が24%、女性の割合が76%となっており、男女の給与の差を作る要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。